○農林水産省告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町雨畑字室草里三三二七、三三三二、三三三三、三三六四から三三六六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字室草里三三二七・三三三二・三三三三・三三六四・三三六六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県加古川市志方町野尻字西池ノ北七九六の二三、七九六の二四、字大將ケ峯八〇八の八、八〇八の五一、八〇八の五二、八〇八の六二、八〇八の六四、八〇八の七〇、八〇八の七八、八〇八の七九、八〇八の八一、八〇八の八二、八〇八の八四から八〇八の八六まで、八〇八の九〇から八〇八の九四まで、八〇八の九六、八〇八の一〇〇から八〇八の一〇二まで、八〇八の一〇五から八〇八の一〇八まで、八〇八の一一〇、八〇八の一一一、八〇八の一一三、八〇八の一一四、字間ノ山八〇九の五、八〇九の一一、八〇九の三〇、八〇九の三一、八〇九の四六から八〇九の五三まで、八〇九の五五、八〇九の五六、八〇九の六五から八〇九の七二まで、字間世坂八一〇の五六、八一〇の六〇、八一〇の六五、八一〇の七八、八一〇の八四、八一〇の八五、八一〇の九一から八一〇の九七まで、八一〇の一〇七から八一〇の一一七まで、八一〇の一二四から八一〇の一二八まで、八一〇の一三〇、八一〇の一三四、八一〇の一三五、八一〇の一三八、八一〇の一三九、八一〇の一四二から八一〇の一四四まで、八一〇の一四八から八一〇の一五〇まで、八一〇の一五二、八一〇の一五三、八一〇の一五六、八一〇の一五七、八一〇の一六〇、八一〇の一六一、八一〇の一六六から八一〇の一七〇まで、八一〇の一七二から八一〇の一七六まで、八一〇の一八〇から八一〇の一八二まで、志方町細工所字廻り谷一三一の一二〇から一三一の一二二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十二日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県西白河郡矢吹町北浦五七番一から同県岩瀬郡鏡石町久来石六一七番一まで	前	一三・五三～二八・二〇 メートル	五二・九〇 キロメートル
	後	一三・五三～一〇一・七六 メートル	四・七七七 キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○近畿地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十八号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　令和元年近畿地方整備局告示第二十一号京都都市計画道路事業三・五・十四号御陵山崎線

三　事業施行期間　自令和元年七月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第百八十一号相楽都市計画下水道事業木津川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年二月八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之